教育委員会の権限に属する事項に係る教育長 の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に 基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり 報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 件名 平成31年度使用特別支援学校教科用図書(学校教育法第34条第1項 検定済教科書)の採択に係る議案の訂正
- (2) 内容 平成30年8月26日開催の川崎市教育委員会臨時会で採択された「議案第35号 平成31年度使用特別支援学校教科用図書の採択について (学校教育法第34条第1項検定済教科書)」の「平成31年度特別支援 学校高等部教科用図書採択希望一覧(検定済教科書)」中、一部の記載内容 に誤りがあり、次のとおり訂正した。

頁	種目	訂正箇所	誤	正
4	国語	上から4段目、教科書名欄	現代文	現代文A 改訂版
6	数学	上から3段目、使用学年欄	2/3	2
8	家庭	上から4段目、教科書の記号欄	家総	家基
8	家庭	下から2段目、表記・表現欄	高校年生	高校生
9	外国語	上から1段目、教科書の番号欄	240	340
9	外国語	上から4段目、発行者の番号欄	61	226
9	外国語	上から4段目、発行者の略称欄	啓林館	チアーズ

2 臨時代理を行った日

平成30年8月31日

3 臨時代理を行った理由

平成31年度に特別支援学校で使用する教科用図書の採択は、平成31年度川崎市使用教科用図書採択方針及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項の規定に基づき、平成30年8月31日までに行うものとされているため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (教育長の臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。